

シロアリ駆除頼んだが…

消費者トラブルを斬る

≫9

「点検商法」で不安あおる



安藤有護 弁護士

先日、見知らぬ男性が「近所に新しく住宅関係の会社を設立しました。キャンペーン期間中のため、無料で床下を点検させていただきます」と自宅を訪れました。無料ならと思いい点検を依頼すると、シロアリが土台に巣を作っている写真を見せられ「このままでは大変なことになります」「今なら当社で安く除虫剤の散布ができますよ」と言われたので、シロア

リ駆除を百万円で契約しました。しかし、作業の日前日、床下をのぞくとシロアリの巣の形跡は一つもありませんでした。どうしたら良いでしょうか。

「点検」と称して他人の自宅に上がり込み、事実と異なることを消費者に告げて不安をあおり、過剰または不要な工事の契約を結ばせ、消費者に損害を与える商法を「点検商法」と呼びます。悪徳商法の一つで、高価な商品を購入させることもあります。布団の無料クリーニングと称して高額の布団を買わせたり、水道水の検査と称して浄水器を買わせたりするケースなどがあります。

仮に、契約してしまった場合でも、契約書面を受け取ってからその日を含めて八日以内であればクーリングオフにより解約手続きをとることが可能です。ただし、クーリングオフ期間は、工事完了を受けていた場合や重要な事実の説明がなかった場合には、契約を取り消すことができます。

近年、高齢者を対象にした点検商法は増加しています。高額な契約をする際には、業者に見積書

を提出してもらい、十分な説明を受けることが必要です。そして、家族と十分に話し合った上で、契約するかどうかを決定するようにしましょう。(安藤有護弁護士)

後から八日以内ではないので注意してください。また、「クーリングオフ」をしても、すでに完了した工事は元に戻せない



島根県弁護士会 ☎0852・21・3225
(対応時間は平日9—12時、13—17時)